

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フ リ ガ ナ} 株式会社 ^{トミスイドウセツビ} 富水道設備
 住所 〒639-2112 奈良県葛城市富掌216番地4.
 代表者氏名 ^{フ リ ガ ナ} 代表取締役 仲川 礼子
 電話番号 0745-69-3925
 FAX番号 0745-52-7801
 メールアドレス tomisuidou02@hera.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

株式会社 富水道設備
〒639-2112
奈良県葛城市富堂216番地4
代表取締役 仲川礼子

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 仲川 礼子 代表取締役 仲川 一幸 取締役 仲川 真樹 取締役 倉岡 利成	取締役 前 徹哉
事業の範囲	管工事業、水道施設工事業、土木工事業 舗装工事業、給排水衛生設備工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 高水道設備
上記事業所の所在地	郵便番号 639-2112 住所 奈良県葛城郡御堂216番地4 電話番号 0745-69-3925 F AX番号 0745-52-7801 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
たかみづ かみづき 仲川 一幸	第 246130号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
	別紙			

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機械器具調書

令和6年 10 月 日 現在

種別	名称	形式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	RB-80-CV	1	
	パイプ万力	(13~150 mm用)	1	
	バリ取り工具		1	
管の加工用の機械器具	パイプベンダー	1/2~1 1/4 インチ	2	
	やすり	中目	5	
	パイプねじ切り器	N-100A	2	
接合用の機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13~100 mm	1	
	スパナ		3	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P (手動式)	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用機械器具」、「管の加工用機械器具」、「接合用機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 富水道設備
奈良県葛城市筒堂216番地4
代表取締役 仲川礼子

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県葛城市笛堂216番地4
株式会社富水道設備

会社法人等番号	1500-01-021573		
商号	株式会社富水道設備		
本店	奈良県葛城市笛堂216番地4		
公告をする方法	官報に掲載してする。		
会社成立の年月日	平成29年6月1日		
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管工事業、土木工事業、水道施設工事業、舗装工事業の設計、施工、監理及び請負。 2. 給排水衛生設備機器の製造、販売及び設置。 3. 冷却装置の設計、製造、施工、設置、販売及びメンテナンス。 4. 食品衛生、食品の安全性に関する研究、調査及びコンサルタント業務。 5. 水耕栽培法による野菜及び果物の研究開発及び生産物の販売。 6. 水耕栽培装置の企画、開発、施工、販売及び保守管理。 7. 前各号に付帯する一切の業務。 		
発行可能株式総数	400株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株		
資本金の額	金500万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。		
役員に関する事項	取締役	仲川 礼子	
	取締役	仲川 一彰	
	取締役	仲川 真樹	
	取締役	倉岡 利成	令和5年10月1日就任 令和5年11月20日登記

奈良県葛城市笛堂216番地4
株式会社富水道設備

	取締役 前 徹 哉	令和 6年 7月 1日就任 令和 6年 7月 31日登記
	奈良県葛城市笛堂127番地14 代表取締役 仲 川 礼 子	奈良県大和高田市大字秋吉68番地4 代表取締役 仲 川 礼 子
		令和 3年 4月 28日住所 移転 令和 3年 9月 9日登記
	奈良県葛城市笛堂215番地9 代表取締役 仲 川 一 彰	令和 5年10月 1日就任 令和 5年11月20日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成29年 6月 1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 6年 9月27日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

畑 山 尚 江



認 証 定 款

同一の情報の提供

奈良県大和高田市大字大中98番地
(大和高田市役所東隣小川ビル内)

高 田 公 証 役 場

公証人 内 海 洋 治

電話・大和高田(0745) 22-7166

株式会社富水道設備定款



平成29年5月29日 作 成

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社富水道設備と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業、土木工事業、水道施設工事業、舗装工事業の設計、施工、監理及び請負。
2. 給排水衛生設備機器の製造、販売及び設置。
3. 冷却装置の設計、製造、施工、設置、販売及びメンテナンス。
4. 食品衛生、食品の安全性に関する研究、調査及びコンサルタント業務。
5. 水耕栽培法による野菜及び果物の研究開発及び生産物の販売。
6. 水耕栽培装置の企画、開発、施工、販売及び保守管理。
7. 前各号に付帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県葛城市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録の請求)

第10条 当社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨

時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

② 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

第21条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第22条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第24条 当社に取締役が1名の場合は当該取締役を代表取締役とする。

- ② 取締役2名以上いるときは、取締役の互選によって代表取締役1名以上を定めることができるものとする。
- ③ 前項によって代表取締役を定めない場合は、各自取締役が当社を代表する。

(役付取締役)

第25条 代表取締役は社長とし、代表取締役2名以上いるときは、取締役の過半数の決定により、代表取締役の中から社長1名を定めるものとする。

- ② 前条のほか、取締役の過半数の決定により、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財

産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第29条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金500万円とし、その全額を資本金とする。

(最初の事業年度)

第30条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第31条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	仲川礼子
設立時取締役	仲川一彰
設立時取締役	仲川真樹

(設立時の代表取締役)

第32条 当社の設立時代表取締役は、設立時取締役の互選によって定めるものとする。

(発起人)

第33条 当社の発起人の氏名又は名称、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

奈良県葛城市笛堂127番地14

仲川礼子

普通株式60株 金300万円

奈良県大和高田市大字秋吉68番地4

仲川一彰

普通株式20株 金100万円

奈良県大和高田市大字秋吉68番地4

仲川真樹

普通株式20株 金100万円

(定款に定めのない事項)

第34条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社富水道設備を設立のため、発起人仲川礼子外2名の定款作成代理人である司法書士奥村 一雄は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成29年5月29日

発 起 人 奈良県葛城市笛堂127番地14

仲川礼子

発 起 人 奈良県大和高田市大字秋吉68番地4

仲川一彰
発 起 人 奈良県大和高田市大字秋吉68番地4
仲川真樹

上記発起人3名の定款作成代理人

大阪府中央区天満橋京町3番5号 福助ビル3階301号室

司法書士 奥村 一 雄

奥村一雄



同一の情報の提供

提供の日付： 2017年5月31日

公証人： 14020004 内海洋治



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

請求対象の登簿管理番号： 17-1402000402001015

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2017年5月31日

請求対象の処理公証人： 14020004 内海洋治

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

上記は当会社の現行定款に
相違無いことを証明します。

令和6年10月3日

奈良県葛城市笛堂216番地4
株式会社 富水道設備

代表取締役 仲川礼子



第二四六一三〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 仲川 一 彰

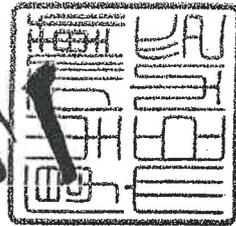
昭和五十八年三月三日生

水道法(昭和五十八年法律第百二十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十年二月二十八日

厚生労働大臣

河本 子



大和高田市総合
公園仮設グラウンド



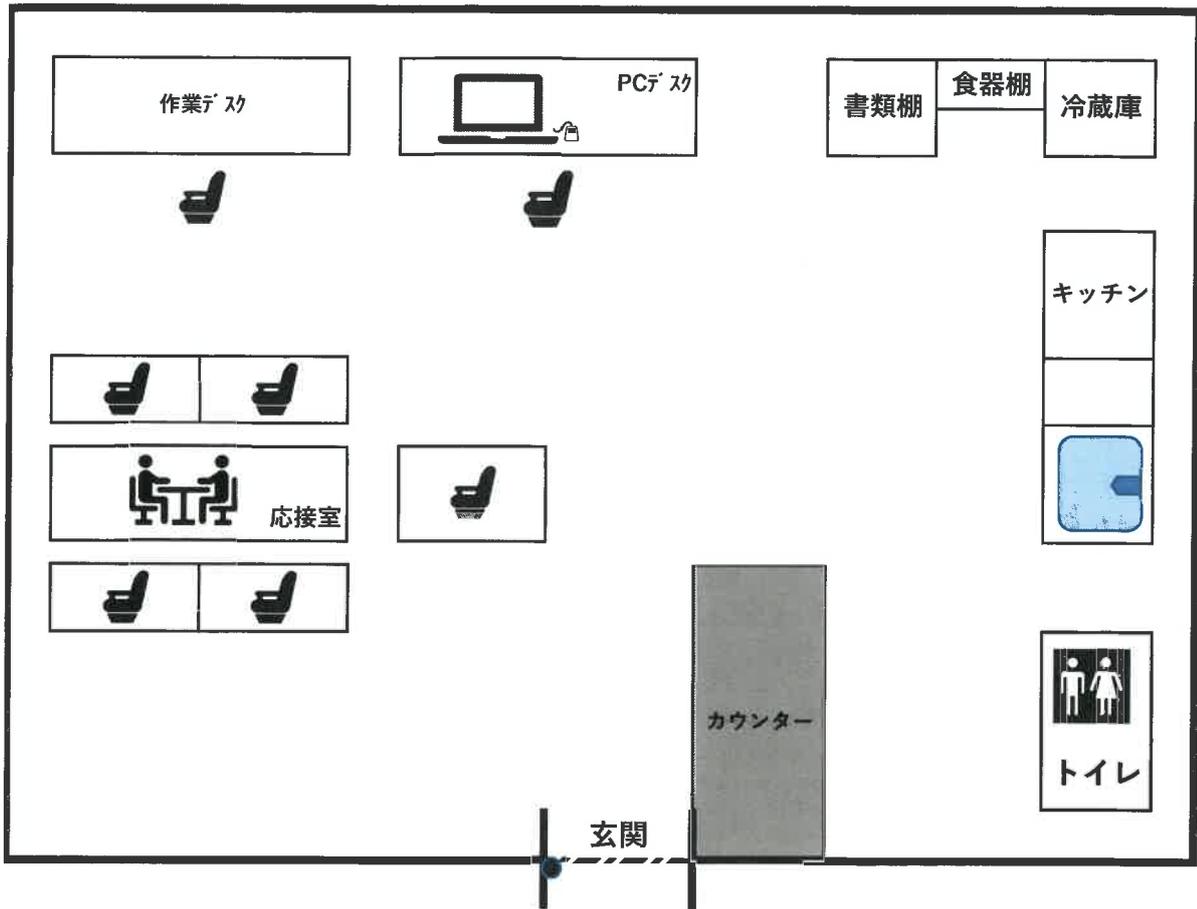
大和高田
総合公



パン

笛堂

店舗の平面図





(株) 富士通

建設現場



(株) 富士通設備

(株) 富士通設備



(株) 富士通設備
富士通設備

止人入

富士通設備

富士通設備

ISUZU







指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フ リ ガ ナ} 株式会社 富水道設備 ^{トミスイドウセツビ}
 住所 〒639-2112 奈良県葛城市笛笠216番地4.
 代表者氏名 ^{フ リ ガ ナ} 代表取締役 仲川 礼子
 電話番号 0745-69-3925
 FAX番号 0745-52-7801
 メールアドレス tomisuidou02@hera.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 富水道設備
〒639-2112
奈良県葛城市苗堂216番地4
代表取締役 仲川礼子

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 富水道設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
株式会社 富水道設備 仲川 礼子	第246130号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二四六一三〇号

給装置工事技術者免状

本籍 奈良県

氏名 仲川 一 彰

昭和五十八年三月三日生

水道法(昭和五十二年法律第百二十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十年二月二十八日

厚生労働大臣

明彦子

